放課後等デイサービス韮山・ぶなの森

重要事項説明書

児童放課後等デイサービス「韮山・ぶなの森」当事業所は静岡県の指定を受けています。
（静岡県指定　第　2250800089　号）

重　要　事　項　説　明　書

（　2025 年　9 月　1 日現在）

１　事業者の概要

名称	社会福祉法人　函要会
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	静岡県田方郡函南町仁田 284 番地の 5
電話番号	055-970-1127
代表者氏名	杉山　潔
法人の沿革・特色	地域社会に貢献し良好な職場環境と利用者が笑顔で過ごせる場所を 創造します。
法人が所有する 営業所の種類・数	・特別養護老人ホーム　・短期入所生活介護　・通所介護事業　・訪問介護事業 ・居宅介護支援事業　・障害福祉サービス事業　・障害児通所支援事業

２　事業所の概要

事業の種類	放課後等デイサービス
事業所の名称	放課後等デイサービス韮山・ぶなの森
事業所の所在地	静岡県伊豆の国市韮山山木 391-1
事業所の電話番号	055-940-0027
事業所番号	2250800089　　（　2019 年　10 月　1 日指定　）
事業所開設年月日	令和 6 年　9 月　1 日
事業所の延床面積	105.96 ㎡
利用定員	１０名
主たる対象者	重症心身障害児以外
営業日、営業時間	①　月曜日～金曜日　　9 時～18 時 ②　学校休業日、祝日　　8 時～17 時
サービス提供時間	送迎時間を除く（①　14 時～17 時 30 分、②　　8 時～16 時 30 分）
サービス提供地域	伊豆の国市、伊豆市、沼津市、函南町
事業の目的及び運営方針	①　個別・集団での指導を通じて、生活に活かすための支援を行う ②　家庭と連携しながら、よりよい家庭生活の支援を行う ③　学校など、地域との連携を密にし、児童が地域で暮らしやすい環境を整える。
自己評価の実施状況	年１回実施
第三者評価の実施状況	今後実施予定
職員への研修の実施状況	年１回以上の実施

3　事業所の職員体制

職　種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数	資格等
管理者	1	0	1	社会福祉士
児童発達支援管理責任者	1	0	1	児童発達支援管理責任者
保育士又は児童指導員	3	0	3	保育士・小・中学校教諭等
その他従業者	0	1	1	介護初任者研修

4　職員の勤務体制

職　種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯 8 時 30 分　～　17 時 30 分
児童発達支援管理責任者	正規の勤務時間帯 8 時 00 分　～　17 時 00 分
保育士又は児童指導員（常勤）	8 時 30 分　～　17 時 30 分 9 時 00 分　～　18 時 00 分
保育士又は児童指導員（非常勤）	正規の勤務時間帯 9 時 00 分　～　16 時 00 分・13 時 00 分～18 時 00 分
その他従業者	

5　事業所の設備等の概要

設備の種類	部屋数	備　考
指導訓練室	1	
相談室	1	
事務室	1	

6　サービスの内容

①サービスの概要

サービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は当事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という）及び利用児童の同意をいただきます。なお、作成した「個別支援計画」は保護者に交付いたします。

総合的な支援	心身の健康等に関する領域（※）を含む総合的な支援を行う。 ※健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性
送迎サービス	希望者に対して、個別支援計画に基づき送迎を行います。
必要な介助	排泄介助のほか、デイサービスでの活動をおこなうときに

	必要な介助をご利用者のご希望及び心身の状況に応じて行います。
医療・福祉・生活等のご相談	ご利用者の医療・福祉・生活等のご相談に応じます。

②主な行事について

月	行事	月	行事
４月	入園式・オリエンテーション	10 月	運動会
５月	端午の節句	11 月	遠足
６月	遠足	12 月	クリスマス会
７月	夏祭り	１月	もちつき大会、お正月遊び
８月	プール	２月	豆まき
９月	お月見	３月	ひな祭り、お別れ会
通年行事	お誕生日会		

７　利用料金

①サービスに要した費用と利用者負担額の目安は、下記表のとおりです。

＜基本サービス単位数表（1 日当たり）＞

利用者負担額は利用料の１割相当額を記載しています。（１円未満の端数は、端数金額を切り捨てて算定しています。）

＜障害児通所給付費支給対象サービスに係る利用者負担額＞

サービスを提供した際に受領する費用の額は、こども家庭庁長官が定める基準によります。通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の１割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、１月あたりの利用者負担額になります。利用料の１割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

利用者負担額として児童の保護者等から徴収した額以外については、各区市町村から代理受領するものとします。（※負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの区市町村窓口までお問合せください。）

＜障害児通所給付費支給対象サービスに係る料金と利用児童負担額について＞

区市町村が定める利用児童負担上限月額（サービスに要した総費用額の１割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。詳細は別表をご参照ください。

なお、サービス提供に要する額として、事業者が保護者に代わり区市町村から受領した障害児童通所給付費の額については、書面にて保護者にその都度通知します。

個別支援計画に定めた個々の利用時間に応じた評価で基本報酬を算定します。
事業所がとっている体制により、下表の加算が追加されます。（主な加算給付費）

基本単位	単位数
時間区分 1（30 分以上 1 時間 30 分以下）	574 単位/日
時間区分 2（1 時間 30 分以上 3 時間以下）	609 単位/日
時間区分 3（3 時間以上 5 時間以下）学校休業日のみ	666 単位/日
加算項目	**単位数**
児童指導員等加配加算（常勤専従・経験５年以上、常勤専従・経験５年未満、常勤換算・経験５年以上、常勤換算・経験５年未満）	152 単位/日
送迎加算（各小中学校→事業所までの送迎）	54 単位/回
延長支援加算　1 時間以上 2 時間未満	92 単位/日
2 時間以上	123 単位/日
30 分以上 1 時間未満	61 単位/日（利用者都合による）
欠席時対応加算（Ⅰ）※1	94 単位/日（月 4 回まで）
利用者負担限上限額管理加算	150 単位/月
子育てサポート加算	80 単位/回（月 4 回を限度）
情報公表未報告減算→なし	毎年情報公表を行っています。
支援プログラム未公表減算→なし	5 領域とのつながりを明確化した支援プログラムの作成･公表をしています。
業務継続計画未策定減算→なし※2	感染予防・非常災害に対応する業務継続計画を策定しています。
虐待防止措置未実施減算→なし	職員は虐待防止措置のための定期的な研修を受講し、防止に努めています。
個別サポート加算（Ⅱ）※必要時	150 単位/日
個別サポート加算（Ⅲ）※必要時	70 単位/日
家族支援加算（Ⅰ）事業所にて対面個別相談 30 分	100 単位/回（月 4 回を限度）

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	所定単位の　　12.1%

②利用者自己負担によるサービスについて

サービスの種類	内容
食事代 おやつ・飲み物代	1食あたり　500円 １日あたり　100円
事業所外活動にかかる交通費	実費
事業所外活動にかかる 入園料・入場料	実費
創作活動に係る材料費	実費

このほか、利用者の事情により、日常生活においても必要となるものに係る費用であって、負担させることが適当と認められるものについては、実費をいただきます。

③欠席時の対応について※1

急病等により、利用を予定していた日の前々日、前日営業日又は当日に欠席の連絡をいただいた場合について、電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、欠席時対応加算を算定させていただきます。

８　支払方法

利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月　10　日までに請求しますので、契約者はこれを請求月の20日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

９　利用者の記録及び情報の管理等

① 事業者は法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日から５年間保管します。閲覧希望の際にはお申出ください。

② 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。また、サービス提供を行う上で必要となる場合には、予め別紙のとおり同意書を取り交わした範囲内で情報を提供します。

１０　ご利用に際し留意していただきたい事項

喫煙	全館禁煙です。
設備・器具の利用	設備・器具等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	保護者及び利用児童の思想、信仰は自由ですが、他者に対する政治活動、布教活動、販売活動等はご遠慮ください。

貴重品の管理	保護者の責任において管理していただきます。 なるべく貴重品はお持込にならないようにお願いします。

１１　感染症について

感染症については、原則、学校保健安全法を準用し、医師から「感染症の疑いあり」と診断された場合には、病気が治るまで利用は控えていただきます。利用希望の際に感染症のおそれがある場合は、必ず事業所へご連絡ください。（必要に応じて、完治を証明する治癒証明書をご用意いただく場合があります）。また、利用児童が所属する学級、学年、学校等が閉鎖したり、本人がノロウィルス等の症状が出た場合も原則ご利用を控えていただきます。

【学校保健安全法施行令第５条による主な伝染性疾患】

病　名	利用停止の期間
コロナウィルス	担当保健所の指示のあった期間が終了するまで
インフルエンザ	発熱後５日間経過し、かつ解熱してから２日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消えるまで、または、５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱してから３日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消えるまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜炎（プール熱）	主症状が消えてから２日を経過するまで
結膜炎	医師において伝染のおそれがないと認めるまで

１２　非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「非常災害対応マニュアル」に従って対応します。
防火管理責任者	足立　功　（放デイの組織図作成し、放デイ内の人員名にて記載）
避難訓練	利用児童も参加の上、年２回実施します。

１３　感染症や災害への対応力の強化※2

事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

① 感染症・食中毒予防のための対策検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症予防のための訓練を定期的に実施します。

１４　業務継続計画の策定等※2

業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等を実施し、地域と連携した災害対策を推進し

ます。感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。なお、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１５　安全計画の策定等※2

利用児童の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、利用児童等に対する事業所外での活動､取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じます。
従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施します。
利用児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知します。定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行います。

１６　自動車を運行する場合の所在の確認

利用児童の事業所外での活動､取組等のための移動その他の利用児童の移動のために自動車を運行するときは、利用児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用児童の所在を確実に把握することができる方法により、利用児童の所在を確認します。

利用児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用児童の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて所在の確認（利用児童の降車の際に限る。）を行います。

１７　緊急時の対応方法

利用児童の状態急変時には、速やかに医療機関への連絡を行います。

【主治医】

医療機関名	
診療科	
主治医氏名	
所在地	
電話番号	

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

１８　協力医療機関

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用児童の病状の急変等に備えています。

医療機関名	医療法人社団　健生会　三島共立病院
所在地	静岡県三島市玉川 353
電話番号	TEL　055-973-0882

１９　虐待防止のための措置に関する事項

事業所の従業者は、利用児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしません。

① 虐待の防止に関する責任者を選任します。

虐待防止に関する責任者	山口　恵子

② 苦情解決の体制を整備しています。

③ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

④ 虐待防止の対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底します。

２０　身体拘束等の適正化

身体拘束等については、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況を総合的に勘案し、緊急にやむを得ないのみ、極めて限定的な運用としています。身体拘束等については、運用の適正化のため、次の掲げる取り組みを行っています。

① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

２１　適切な職場環境維持（ハラスメント対策）

適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所は、従業者の就業環境が害されることを防止するため、次に掲げる職場内外の言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じています。

① 性的な言動

② 妊娠・出産・育児休業に関する言動

③ 優越的な関係を背景とした言動

２２　この契約に関する相談・苦情窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	山口　恵子

電話番号	055-940-0027
受付時間	8 時 30 分～17 時 30 分　（土・日・祝日、定められた休日を除く）

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	伊豆の国市障がい福祉課、伊豆市健康福祉部社会福祉課、沼津市障がい福祉課、三島市障がい福祉課
電話番号	0558-76-8007、0558-72-9863、055-934-4833、055-983-2612
受付時間	受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 （土・日・祝日、年末年始は休業）

また、静岡県社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会事務局」においても市町村と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	静岡県社会福祉協議会苦情申出窓口
住所	〒420-8670　静岡市葵区駿府町１－７０
電話番号	０５４－２５４－５２４８

２３　事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

（１） 損害保険会社名　あいおいニッセイ同和損害保険（株）
　　代理店・扱者　　静岡東部保険サービス（株）
　　〒411-0035　三島市大社町３－１９－６　　☎　055－971-0112　fax　055－971-9758
（２）損害保険の種類　介護保険・社会福祉事業者総合保険
（３）損害保険の概要　賠償損害補償、費用損害補償

令和　　年　　月　　日

放課後等デイサービスを利用するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者
（ 所 在 地 ）　静岡県伊豆の国市韮山山木 391-1
（事 業 者 名）　社会福祉法人　函要会
（代 表 者 名）　理事長　杉山　潔
（事 業 所 名）　放課後等デイサービス韮山・ぶなの森
（ 説 明 者 ）

令和　　年　　月　　日

私は本書面により、これから利用する放課後等デイサービスの重要な事項について、事業者から説明を受け同意しました。

保護者
（住所）
（氏名）　　印
（続柄）

利用児童
（住所）　同上
（氏名）